

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA大学B学部における資格取得日に係る記録を昭和52年8月1日、資格喪失日に係る記録を同年9月1日とし、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月1日から同年9月1日まで

A大学B学部に勤務した期間のうち、申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の被保険者期間とされていない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A大学B学部から提出された人事カード及び申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、申立期間において同大学同学部に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、給与支給明細書における厚生年金保険料控除額から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る届出を行っていなかったと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和52年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成10年5月30日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、41万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月30日から同年5月30日まで

A社に昭和62年6月1日から平成10年5月29日まで勤務したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間については給料が振り込まれており、厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における被保険者記録は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成10年5月1日）より後の平成10年7月15日付けで、同年4月30日まで遡って被保険者資格を喪失した旨の処理が行われている。

しかし、A社が加入していたB健康保険組合の記録及び雇用保険の記録により、申立人は、同社に平成10年5月29日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、A社は、当初、平成10年5月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨記録されているが、i) 同社が加入していたB健康保険組合は、同社が適用事業所でなくなった日及び申立人の資格喪失日はいずれも同年5月30日であると回答していること、ii) 申立期間当時の同僚の証言から、同年5月1日時点で同社は、事業を継続しており、適用事業所としての要件を満たしていたことが認められることから、社会保険事務所（当時）において、同年5月1日に同社が適用

事業所でなくなったとする処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成10年4月30日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における被保険者資格喪失日は、同年5月30日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成10年3月のオンライン記録から、41万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年5月から44年12月まで

申立期間当時、私は兄の事業を手伝っていたため、兄が私と妹の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと亡くなった兄嫁が話していた。妹、兄夫婦の申立期間の保険料は納付済みと聞いている。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その兄が、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立期間当時の国民年金手帳記号番号払出簿を調査しても申立人に対して手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、自身の国民年金手帳も見た記憶が無いと申述している上、国民年金の加入手続等を行ったとする兄、及び兄が加入手続等を行っていたと話していたとする兄嫁も既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年5月から60年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年5月から60年5月まで
20歳になったので、母が国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続きを行い、国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人に対して手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間となり、制度上、保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人が、申立内容で国民年金の加入手続き等を行っていたとするその母親に照会したところ、「年金については、既に亡くなっている父親が、すべて行っていたので、詳しいことは分からない。」と申述しているため、申立人の具体的な国民年金の加入状況等が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から④までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 9 月 1 日から 45 年 5 月 1 日まで
② 昭和 46 年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
③ 昭和 47 年 9 月 1 日から 48 年 2 月 1 日まで
④ 昭和 48 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日まで

父親が経営していたA社及びB社C製作所に勤務した期間のうち、申立期間①から④までの厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、当時の従業員の証言により、入社時期及び勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、当該事業所は、既に解散している上、当時の事業主であった申立人の父親及び取締役であった兄は、いずれも亡くなっていることから、申立人の勤務した期間及び当該期間に係る厚生年金保険料の控除等について確認できない。

また、当時の複数の従業員が、自身の記憶する入社時期と厚生年金保険被保険者資格の取得日が一致していない旨回答していることから、当時の同事業所では、入社と同時に被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえるところ、当時の顧問社会保険労務士も、「新入社員が何人かまとまった時点で届出していた。」と証言している。

申立期間④について、当時の従業員の証言により、申立人が当該期間当時、B社C製作所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、B社C製作所は、既に解散している上、当時の事業主であった申立人の父親及び取締役であった兄（A社の事業主及び取締役と同一人物）は、いずれも亡くなっていることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除等について確認できない。

また、B社の事業を継承したD社は、「3年前の会社の合併時に当時の資料を処分したことから、申立人のB社C製作所における勤務記録等は確認できない。」と回答している。

さらに、申立人のB社C製作所における雇用保険の被保険者資格取得日は、オンライン記録の被保険者資格取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①から④までにおける勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。